

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 問合せ先 介護福祉課社会福祉係 内線 (529・530)

臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）は「住民税均等割非課税世帯」や新型コロナウイルス感染症の影響で「家計急変のあった世帯」を支援する国の制度です。給付金を受給するためには手続きが必要です。

申請方法

①**令和4年度住民税均等割非課税世帯**：対象となる世帯には、給付内容や振込先口座を掲載した「確認書」を送付しています。掲載された内容を確認のうえ、返信用封筒にて**返信または役場窓口まで持参**してください。なお、令和3年12月11日以降に転入された方がいる世帯には「申請書」を送付しています。※令和3年度非課税世帯分または家計急変分のいずれの支給も受けていない方が対象となります。

申請期限：9月16日（金）当日消印有効

②**家計急変世帯**：家計急変世帯とは、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯です。給付金を受け取るには**申請が必要**です。役場介護福祉課社会福祉係（1階2番窓口）にある申請書に必要事項を記入して、提出してください。

申請期限：9月30日（金）必着

国民健康保険等被保険者への傷病手当金 問合せ先 町民サービス課保険年金係 内線 (523)

国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため仕事を休み、給料の全部または一部を受けることができなかった方へ「傷病手当金」が支給されます。

支給条件 次の条件にすべて該当する方

- ①国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者で、給与等の支払いを受けていること。
- ②令和2年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した方、または感染の疑いによる療養のために仕事を休んだ方（療養機関や事業主の証明が必要です）。
- ③4日以上休んでいること。
- ④休んだ期間の給与等が支払われていないこと（給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額分が支給されます）。

支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数

申請方法 役場1階町民サービス課1番窓口または町ホームページにある申請書（世帯主用、被保険者用、事業主用、医療機関用）に必要事項を記入し、役場町民サービス課保険年金係まで提出してください。状況に応じて必要書類が変わりますので、詳しくは問い合わせください。

町ホームページ



4回目ワクチン接種のお知らせ 問合せ先 健康子ども課健康推進係 内線 (552・555・556)

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象は、3回目の接種を受けてから5カ月以上が経過した次の①および②の方です。

①**60歳以上の方**

➔**申請不要**です。接種日程が決まりましたら、改めてご案内します。

②**18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方や新型コロナウイルス感染症にかかった場合、重症化するリスクが高いと医師が認める方**

➔事前に接種券の発行申請が必要となりますので、お手数ですが申込先まで連絡をお願いします。

申込先 健康子ども課健康推進係 ☎ 2-2171 内線 (552・555・556)

表1 白糠町のワクチン接種状況（6月2日公表時点） ※表1～3は、小数点第2位を四捨五入しています。

年代	対象者	1回目		2回目		3回目		
		接種者	接種率	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率
65歳以上	3,273人	3,078人	94.0%	3,057人	93.4%	2,933人	2,815人	96.0%
60～64歳	523人	501人	95.8%	501人	95.8%	491人	467人	95.1%
50～59歳	1,016人	966人	95.1%	962人	94.7%	948人	874人	92.2%
40～49歳	781人	710人	90.9%	706人	90.4%	693人	621人	89.6%
30～39歳	578人	542人	93.8%	541人	93.6%	500人	443人	88.6%
20～29歳	515人	480人	93.2%	471人	91.5%	433人	371人	85.7%
12～19歳	419人	364人	86.9%	359人	85.7%	344人	257人	74.7%
5～11歳	250人	107人	42.8%	98人	39.2%	—	—	—
合計	7,355人	6,748人	91.7%	6,695人	91.0%	6,342人	5,848人	92.2%

※ワクチン接種は、感染予防の効果と副反応のリスクの双方を理解いただいた上で、同意を得て希望する方にのみ行っています。

表2 全国のワクチン接種状況（6月10日公表時点）

区分	1回目	2回目	3回目
全人口	81.8%	80.6%	59.8%

※出典：首相官邸ホームページ

表3 北海道のワクチン接種状況（6月9日公表時点）

区分	1回目	2回目	3回目
北海道	82.6%	81.2%	62.2%

※出典：北海道ホームページ

介護保険料の減免 問合せ先 介護福祉課介護保険係 内線 (521・525)

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業または収入が減少した方などを対象に「介護保険料」が減免される制度があります。

対象条件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上の方）。➔**保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の(1)および(2)に該当する第1号被保険者（65歳以上の方）。➔**保険料の全額または一部を免除**
 - (1)令和4年中の事業収入や給与収入など、いずれかの収入が令和3年に比べて30%以上減少する見込みであること。
 - (2)事業収入や給与収入など、減少することが見込まれる収入以外の令和3年の合計所得が400万円以下であること。

対象となる保険料 令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料。

申請方法 申請には医師の診断書などが必要となります。まずは電話で役場介護福祉課介護保険係まで問い合わせください。内容や所得状況などを確認後、減免申請書と返信用封筒を郵送します。

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

役場などの公的機関からATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、保険料の還付、給付金の支給のためといって手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、役場へ電話して確認するか、釧路警察署白糠交番 ☎ 2-2086などの最寄りの警察または釧路市消費生活センター ☎ 0154-24-3000へご連絡ください。